

第 12 次

阿 見 町 交 通 安 全 計 画

—交通事故のない社会を目指して—

（令和8年度～令和12年度）

阿 見 町

まえがき

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定されました。

これに基づき、阿見町では、昭和46年度以降、11次にわたる阿見町交通安全計画を策定し、関係機関・団体などが一体となって各分野において交通安全対策を強力に実施してきました。

また、飲酒運転根絶を目指し、飲酒運転三ない運動（飲んだら運転しない、運転するなら飲まない、運転する人には飲ませない）を推進し、飲酒運転による悲惨な交通事故を防ぐため、令和元年6月に「飲酒運転根絶のまち」を宣言いたしました。

その結果、交通事故発生件数・負傷者数・死者数は、長期的な推移においては減少傾向となっており、新型コロナの期間においては、活動制限の影響により大幅な減少となりました。しかしながら、活動制限の解除後、交通事故発生件数は増加に転じており、このことは、弛まないしっかりとした交通安全対策が常に必要との認識をあらためて感じさせられます。

阿見町は、常磐自動車道や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）など、広域的な交通輸送条件に恵まれ、町内の工業団地には国内外の優良企業が数多く立地され、また、あみプレミアム・アウトレットや土地区画整理事業等により、職住が調和した町へと発展中であります。その反面、人口及び町内外の交流人口の増、並びに幹線道路の整備による道路総延長距離及び交通量の増に伴い、交通事故の増加が常に懸念されています。

交通事故の防止は、町民の誰もが安心して生活できる交通社会を構築するため、町が一体となって取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であります。人命尊重の理念のもとに、引き続き交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を一層強力に推進していかなければなりません。

交通安全は、町民一人ひとりの交通社会の一員としての自覚と責任が不可欠であり、さらに広範囲にわたり各種団体・企業などの参加を得るとともに、町民自身の参加を得ながら町全体としての運動を推進するなど、交通事故の防止に向けて町民が一体となった施策の展開が必要であります。

この交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第26条の規定に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであります。

この計画に基づき、町及び関係機関は、関係団体等との連携を強化し、交通事故のない社会を目指して、地域の交通実態に即した効果的な交通安全施策を着実に推進してまいります。

目 次

第1節 道路交通事故のない社会を目指して	P 1
第2節 道路交通の安全についての目標	P 1
I 道路交通事故の現状と今後の見通し	P 1
1 道路交通事故の現状	P 1
2 道路交通事故の見通し	P 2
II 交通安全計画における目標	P 2
第3節 道路交通安全についての対策	P 2
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	P 2
＜重視すべき視点＞	P 3
(1) 高齢者の交通安全確保	P 3
(2) こどもの交通安全確保	P 3
(3) 生活道路等における交通安全確保	P 3
(4) 飲酒運転の根絶	P 4
(5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	P 4
(6) 地域が一体となった交通安全対策の推進	P 4
II 講じようとする施策	P 4
1 交通安全教育等の推進	P 4
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	P 4
(2) 効果的な交通安全教育の推進	P 7
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	P 7
(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	P 10
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	P 11
2 高齢者の交通事故防止対策	P 11
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	P 11
(2) 効果的な交通安全教育の推進	P 11
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	P 11
(4) 運転者教育等の充実	P 11
(5) 運転免許を自主返納した高齢者への支援の推進	P 11
3 通学路における交通安全の確保	P 11
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	P 11
(2) 交通安全施設等の整備事業の推進	P 12
(3) 効果的な交通規制の推進	P 12
4 交通安全施設の整備等	P 13
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	P 13

(2) 交通安全施設等の整備事業の推進	P 13
(3) 高齢者等の移動手段の確保・充実	P 13
(4) 効果的な交通規制の推進	P 13
(5) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	P 13
(6) 自転車の安全利用の推進	P 14
(7) 救助・救急体制の充実	P 14
(8) 損害賠償請求の援助措置	P 14
(9) 交通事故被害者等支援の充実強化	P 15
(10) 街頭防犯カメラの整備	P 15
(11) 道路交通秩序の維持	P 15
＜参考＞	P 16
飲酒運転根絶のまち宣言	P 17

第1節 道路交通事故のない社会を目指して

阿見町は、首都圏60kmに位置し、首都圏中央連絡自動車道とアクセス道路、主要国道125号線バイパス等の高規格幹線道路網の整備のほか、区画整理事業等による道路の新設整備等、交通量をはじめとした交通体系が大きく変化しているところである。

このような大きな環境変化の中、安全な道路交通社会を実現していくには、全ての人々が、相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会の形成を図ることが重要である。

我々は、人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指すべきであり、そのためには町民一人ひとりが自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持ち、交通事故及び死者数の一層の減少に取り組まなければならない。

交通安全に関しては、これまでも様々な対策をとってきたところであり、長期的な傾向においては減少傾向となっている。このことは、地域の交通情勢や特徴を十分に考慮した上で、官民一体となった交通安全活動の成果である。

特に、生活道路における交通安全対策については、総合的なまちづくりのなかで実現していくことが有効であるが、このようなまちづくりの視点に立った交通安全対策の推進に当たっては、住民に一番身近な地方公共団体である市町村の役割が極めて大きい。その上で、行政のほか、学校、家庭、職場、団体、企業等それぞれが責任を持ちつつ役割分担しながらその連携を強化し、また、住民が交通安全に関する各種活動に対して、その計画、実行、評価の各場面において様々な形で積極的に参加し、協働していくことが有効である。

さらに、地域の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要である。

第2節 道路交通安全についての目標

I 道路交通事故の現状と今後の見通し

1 道路交通事故の現状

当町における交通事故による年間死者数の多い年については、平成12年が16人、平成17年が9人となっているが、長期的傾向としては減少傾向となっている。

第11次阿見町交通安全計画の「年間の交通事故死者数を令和7年までに1人以下にする」という目標は、令和4年に1人と達成したものの、他の年においては、未達成となっている。

次に、交通事故発生件数の多い年については、平成12年が494件、平成17年が382件となっているが、長期的傾向としては減少傾向となっている。

第11次阿見町交通安全計画の「年間の交通事故発生件数を100件以下にする」という目標は、令和7年に95件と達成したものの、他の年においては、未達成となっている。

なお、平成28年から令和7年までの第10次及び第11次阿見町交通安全計画期間中の10年間における交通事故発生状況は次のとおりである。

	第 10 次阿見町交通安全計画期間					第 11 次阿見町交通安全計画期間				
年	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
発生件数	214	209	185	138	109	102	120	112	130	95
死者数	1	2	3	0	2	2	1	4	2	3
負傷者数	268	260	238	186	133	131	145	130	159	129

2 道路交通事故の見通し

道路交通を取り巻く環境は、経済社会情勢、交通情勢、道路交通法の改正等により今後も複雑に変化すると見込まれ、将来の交通事故の状況については、正確には見極め難いところであるが、高齢社会のさらなる進展に伴い、交通事故死者に占める高齢者の割合が一層高くなることが予想される。

II 交通安全計画における目標

「第11次茨城県交通安全計画」の令和7年までの目標は、死者数70人以下、発生件数4,400件以下とし、それぞれ82人、6,162件でありました。「第12次茨城県交通安全計画」では、令和12年までに、それぞれ65人以下、4,300件以下としています。

「第11次阿見町交通安全計画」の令和7年までの目標は、死者数1人以下、発生件数100件以下とし、それぞれ3人、95件でありました。発生件数については目標を達成できましたが、死者数については達成に至りませんでした。

交通事故のない社会を実現し、町民を交通事故の脅威から守ることが究極の目標であり、交通事故死者数及び負傷者数を減少させるためには、交通事故の発生件数そのものを抑制する必要があるため、「第12次阿見町交通安全計画」では、発生件数に関しては90件以下を目標とすることとします。また、死者数に関しては0人を目標といたします。

第3節 道路交通安全についての対策

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

近年、道路交通事故が減少傾向で推移していることから見れば、これまでの交通安全計画に基づき実施してきた施策には、一定の効果があったものと考えられる。このため、従来の交通安全対策を基礎に、経済社会情勢、交通情勢、道路交通法の改正等の変化に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集と分析を充実させ、より効果的な対策への改善を図ります。

交通安全対策の推進に当たっては、可能な限り、対策ごとの目標を設定するとともに、その実施後において効果測定を行い、必要に応じて改善していくことが重要である。

このような観点から、1 交通安全教育等の推進、2 高齢者の交通事故防止対策、3 通学路における交通安全の確保、4 交通安全施設の整備等といった4つの柱により、交通安全対策を実施する。

その際、当町及び交通安全活動に携わる関係機関、民間ボランティア団体等が相互に

情報の共有化を図り、連携を緊密にしながら、総合的かつ計画的に交通安全の施策を実施する必要があり、特に、次の視点により強力に推進する。

＜重視すべき視点＞

（１） 高齢者の交通安全確保

当町は高齢者の交通事故死者数が多く、交通事故死者数全体に占める高齢者の割合も高い。また歩行中及び自転車利用中の交通事故死者の多くを高齢者が占めていることから、以下の対策を推進する必要がある。

（ア） 高齢者が歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合

- a 歩道整備や生活道路対策
- b 高齢者の特性を踏まえた交通安全教育や見守り活動などの対策
- c 多様なモビリティの安全利用を図ります。ための対策
- d バリアフリー化された道路交通環境の形成
- e 自転車用ヘルメット着用の推進

（イ） 高齢者が運転する場合

- a 身体機能の衰え等を補う技術の活用・普及
- b 運転支援機能を始めとする技術、その限界及び技術の進展についての情報提供
- c 運転免許自主返納の支援

（２） こどもの交通安全確保

安心してこどもを生み育てることができる環境の整備、幼いこどもと一緒に移動しやすい環境の整備が期待されているなか、次代を担うこどもの安全を確保する観点から、以下の対策を推進する必要がある。

（ア） こどもが移動する経路における、横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備等の安全・安心な歩行空間の整備

（イ） 保育所等を始め地域でこどもを見守っていくための取組の充実

（ウ） 自転車に乗るときのヘルメット着用の推進

（３） 生活道路等における交通安全確保

生活道路においては、高齢者、障害者、こどもを含む全ての歩行者や自転車が安全で安心して通行できる環境を確保し、交通事故を減少させていかなければならない。

生活道路における安全対策については、令和8年9月から道路交通法の改正により、生活道路における自動車の法定速度が30km/hに引き下げられるほか、引き続き「ゾーン30※」の設定検討に加え、ハンプ※等の物理的デバイスによる自動車の速度抑制を図ります。また、適切な交通指導取締りの実施、安全な走行方法の普及、幹線道路を通行すべき自動車の生活道路への流入を防止するための対策等を推進していく必要がある。なお、生活道路における各種対策を実施していく上では、対策着手段階からの住民との関わりが重要であり、地域住民等を交えた取組を進めるなど、その進め方も留意していく

必要がある。

このような取組を続けることにより、「生活道路は人が優先」という意識が町民に深く浸透することを目指す。

※ゾーン30：生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図ります。

※ハンプ ：自動車の速度を落とさせるため、道路上に設ける高さ10cmほどの凸部

（４）飲酒運転の根絶

死亡事故等の重大事故に直結する飲酒運転を根絶することは、安全で安心な生活を確保するうえで重要な課題となっている。

当町は、平成30年に飲酒運転根絶署名活動を実施し、町民や関係団体、企業等より約15,000名の署名を集め、平成31年には牛久警察署と「飲酒運転の根絶に関する覚書」と取り交わした。そして、令和元年6月18日に「飲酒運転根絶のまち」を宣言しました。

今後も飲酒運転の根絶に向け、警察と連携強化を図り、一丸となって取り組んでいきます。

（５）交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

交通事故発生状況と傾向を踏まえた事故分析のさらなる高度化及び分析成果を活用した効果的な交通事故防止対策を実施していくことにより、交通事故の減少を図っていく。

また、第12次計画期間中にも経済社会情勢の動向に伴い、町内の交通状況や町民の交通行動の変化が予想される中で、その時々々の情勢を的確に踏まえた取組を行う。

（６）地域が一体となった交通安全対策の推進

ア 地域に根ざした交通安全の課題解決の取組

a 専門家の知見を活かし地域の取組や住民の交通安全対策への関心を高める

b インターネット等を通じ交通事故情報の提供に努める

イ 若者を含む地域住民の関心の向上、交通安全活動への積極的な参加

Ⅱ 講じようとする施策

1 交通安全教育等の推進

交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。関係機関・牛久地区交通安全協会 阿見支部・阿見町交通安全母の会等の関係団体と連携・協力し、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報・啓発活動を推進する。

（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

① 幼児に対する交通安全教育の推進

心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し交通マナー

を実践する態度の習得と、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識の習得

ア 幼児に対する教育

- a 視聴覚教材等を活用した指導の推進
- b 教職員の指導力向上及び教材・教具の整備

イ 保護者対象の交通安全講習会の実施

ウ 関係機関等との連携

- a 関係機関・団体等との連携・協力によるあらゆる場面を捉えた交通安全教育の実施と教材・情報の提供等
- b 交通安全ボランティアによる指導

② 小学生に対する交通安全教育の推進

心身の発達段階や地域の実情に応じた、基本的な交通ルールを遵守し交通マナーを実践する態度の習得と、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得し、道路交通における危険を予測・回避する能力の育成

ア 児童への教育

- a 学校教育活動全体を通じた交通安全教育の実施
- b 教育教材及び教師用指導資料の作成・配付
- c 参加・体験型の交通安全教室の推進
- d 自転車の安全な利用や自転車事故における加害者の責任等に重点を置いた交通安全教育の推進

イ 教職員の研修

- a 関係機関・団体による研修の協力・支援
- b 心肺蘇生法講習会の実施

ウ 保護者対象の交通安全講習会の実施

エ 関係機関等との連携

- a 交通安全教育への協力・支援
- b ボランティアによる見守り活動等の推進

③ 中学生に対する交通安全教育の推進

自転車で安全に道路を通行するための技能と知識の習得及び他の人々の安全に配慮した行動を実践できる生徒の育成

ア 生徒への教育

- a 学校教育活動全体を通じた交通安全教育の実施
- b 視聴覚教材等の積極的な活用の推進
- c 参加・体験型の交通安全教室の実施
- d 自転車の安全な利用や自転車事故における加害者の責任等に重点を置いた交通安全教育の推進

イ 教職員の研修

- a 関係機関・団体による研修の協力・支援
- b 心肺蘇生法講習会等の実施

ウ 関係機関等との連携

- a 交通安全教育の指導者の派遣及び情報提供等の支援
- b 保護者対象の交通安全講習会の推進
- c 警察と連携した交通安全教育の推進

④ 高校生に対する交通安全教育の推進

二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任のある行動を実践できる社会人の育成

ア 生徒への教育

- a 学校の教育活動全体を通した交通安全教育の実施
- b 視聴覚教材等の積極的な活用の推進
- c 生徒主体の話し合い活動を取り入れた交通安全教育の推進
- d 自転車による加害事故防止等に重点を置いた交通安全教育の推進
- e 免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育の推進

イ 教職員の研修

- a 関係機関・団体による研修の協力・支援
- b 心肺蘇生法講習会の実施

ウ 関係機関等との連携

- a 二輪車・自動車の安全運転に関する意識と実践力の向上及び実技指導を含む実践的な交通安全教育の充実
- b 交通安全教育の指導者の派遣及び情報提供等の支援
- c 警察と連携した交通安全教育の推進

⑤ 成人に対する交通安全教育の推進

ア 運転免許取得後の運転者教育の推進

- a 運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とした各種交通安全教育の推進
- b 安全運転管理者、運行管理者等の法定講習、指導者向けの研修会等への参加促進と各事業所における自主的な安全運転管理の活発化
- c 公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動及び関係機関・団体、交通ボランティア等による活動の促進
- d 関係機関・団体との連携による、大学生等に対する二輪車・自動車の利用等の実態に応じた交通教育の充実

イ 運転免許を持たない成人が交通安全について学ぶ機会の創設

⑥ 高齢者に対する交通安全教育の推進

ア 目標

加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的スキルや

交通ルール等の知識を習得させること。

イ 推進項目

- a 高齢者に対する交通安全教育の推進
- b 各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- c 福祉施設関係者等との連携による交通安全教室の開催
- d 高齢者の移動手段方法の充実
- e 高齢運転者に対する高齢者講習及び更新時講習における指導体制の充実
- f 高齢者クラブ、老人ホーム等における交通安全教室の実施
- g 町民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識の向上を図るとともに、地域一体となった見守り活動を通じた高齢者の安全確保の推進
- h 自転車の安全な利用に関する啓発

⑥ 障害者に対する交通安全教育の推進

障害の程度に応じた交通安全教育

ア 手話通訳員の配置

イ 字幕入りビデオの活用

ウ 障害者福祉関係施設・団体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育の実施

(2) 効果的な交通安全教育の推進

参加・体験・実践型の交通安全教育方法を積極的に活用する。

① 効果的な教育資料、教育手法の開発、導入

ア 交通安全教育指導者の確保・養成

イ 映像記録型ドライブレコーダーやV R等の機器を活用した教育資料の配布

② 動画を活用した学習機会の提供、SNS等の活用による交通安全教育等の推進

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、交通対策協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

ア 運動の重点

- a 高齢者の交通事故防止
- b こどもの交通事故防止
- c 夜間（特に薄暮時）における交通事故防止
- d 自転車の安全利用の推進
- e 飲酒運転の根絶等
- f シートベルト、チャイルドシート及びジュニアシートの正しい着用の徹底
- g 反射材用品等の普及と着用の促進
- h 横断歩行者の保護

イ 運動実施上の留意点

- a 町が主体となった諸活動の推進
- b 運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等についての住民への周知
- c 町民参加型の交通安全運動の充実・発展と実施要領の見直し
- d 事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施
- e 民間団体及び交通ボランティアの参加促進と参加・体験・実践型や衝突直視型の交通安全教室の開催等による、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動の促進
- f 阿見町交通安全指導隊員による主要交差点における夜間立哨等の実施
- g 青色防犯パトロール車による交通安全の広報活動
- h 運動後の効果検証・評価による、一層効果的な運動実施への配慮

② 横断歩行者の安全確保

ア 運転者に対する推進事項

横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるための交通安全教育や交通指導の推進

イ 歩行者に対する推進事項

- a 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルール周知の徹底
- b 「ハンドサイン運動」として、横断歩道を渡るときのハンドサインの励行
- c 歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等の推進

③ 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

- ア 自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化
- イ 交通ルールに関する理解を深めるための交通安全教育等の充実
- ウ 交通社会の参加者としての自覚・責任意識の啓発
- エ 自転車の点検整備、自転車損害賠償責任保険等への加入促進
- オ 自転車運転者講習制度の適切な運用
- カ 自転車の灯火点灯の徹底及び自転車側面等への反射材取付けの促進
- キ 自転車に同乗する幼児の安全を確保するための保護者対象の参加・体験・実践型の交通安全教育の実施
- ク 安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及促進及びシートベルト着用に向けた広報啓発活動の推進
- ケ 保護者等に対する、幼児・児童の自転車用ヘルメットによる頭部保護の重要性及び被害軽減効果についての理解促進及び着用の徹底
- コ 全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用の推進
- サ 自転車を利用した配達業務等を行う事業者に対する交通安全対策の働きかけ、自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた交通ルール遵守の呼

び掛け等の推進

④ シートベルトの正しい着用の徹底

ア シートベルトの着用効果及び正しい着用方法についての理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図ります。

イ 関係機関、団体等との連携による啓発活動の展開

⑤ チャイルドシート及びジュニアシートの正しい使用の徹底

ア 使用効果及び正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図ります。

イ 6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることが出来ないこどもにはチャイルドシートやジュニアシートを使用させることについての広報啓発

⑥ 反射材用品等の普及促進

薄暮時から夜間における歩行者・自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図ります。

ア 各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発の推進

イ 反射材用品等の視認効果、使用方法等についての理解を深めるための参加・体験・実践型の交通安全教育の実施

ウ 関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会開催等の推進

エ 衣服や靴等身の回り品への反射材組み込みの推奨

オ 適切な反射性能等を有する製品についての情報提供

⑦ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

令和元年6月18日、町は「飲酒運転根絶のまち宣言」を制定した。

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進する。

ア 交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店等と連携したハンドルキーパー運動の普及啓発

イ 地域・職域等における飲酒運転根絶の取組による「飲酒運転をしない、させない」という町民の規範意識の確立の推進

ウ 年代と対象に応じたきめ細やかな広報啓発の推進

エ 各機関・団体等が取り組んでいる飲酒運転根絶に向けた施策等に関する積極的な情報共有

⑧ 効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については、広報紙、携帯端末やインターネットによるSNSサービス等の積極的な利用として、実効の挙がる広報を次の方針により実施

ア 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーン及び官民一体となった各種広報媒体を通じた集中的なキャンペーンの実施

a こどもと高齢者の交通事故防止

b 後部座席を含めた全てのシートベルト着用とチャイルドシート、ジュニアシ

- ートの正しい使用の徹底
 - c 妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
 - d 違法駐車等の排除等
 - e 運転中のスマートフォン操作等の危険性の周知
 - f 急発進、急ブレーキ、急ハンドルをしないエコドライブの推進
- イ 家庭向け広報媒体の積極的な活用、町内会等を通じた家庭に浸透するきめ細かな広報
 - a こども、高齢者等の交通事故防止
 - b 妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ウ 民間団体の広報活動の支援
 - a 交通安全に関する資料、情報等の積極的な提供
 - b 報道機関の理解と協力による町民的気運の醸成
- ⑨ その他の普及啓発活動の推進
 - ア 高齢者の交通事故防止に関する町民の意識を高めるための活動
 - a 高齢者の歩行中、自転車乗用中の事故実態の積極的広報の実施
 - b 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示促進と高齢者マークを取り付けた自動車に対する保護意識の高揚
 - イ 薄暮時間帯から夜間にかけての交通事故防止のための活動
 - a 夜間の死亡事故の原因として多い最高速度違反、飲酒運転、歩行者の横断違反等による事故実態・危険性の周知
 - b 季節や気象の変化、地域の実態に応じた自動車及び自転車の前照灯の早期点灯と対向車や先行車がない状況におけるハイビーム使用促進
 - c 歩行者・自転車利用者の反射材等の着用推進
 - ウ 二輪車運転者の被害軽減を図ります。
 - 関係機関・団体等と連携したヘルメットの正しい着用、プロテクターの着用等の胸部等保護の重要性についての広報啓発活動の推進
 - エ 乗用型トラクターの交通事故防止を図ります。
 - 作業機を装着けん引した状態で公道を走行する際の灯火器等の設置、キャビン・フレームの装備、シートベルト着用等に関する周知
 - オ 安全情報の取りまとめと適時適切な情報発信
 - a 安全装置の有効性・ドライブレコーダーの普及啓発等に係る情報の取りまとめ
 - b 交通安全意識の高揚に向けた、情報の受け手に応じた適時適切な情報発信
- (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
 - ① 交通安全を目的とする民間団体
 - ア 交通安全指導者養成等の事業及び諸行事に対する援助
 - イ 活動に必要な資料の提供等、その主体的な活動の促進
 - ② 地域団体、自動車整備・販売団体、自動車利用者団体等

立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行なわれるための各季交通安全運動等の機会を利用した働きかけ

③ 交通ボランティア等

ア 資質の向上のための援助等、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備促進

イ 民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図り、次世代へつないでいくよう幅広い年代の参画等

(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

地域住民自ら交通安全に関する意識改革を促すことが重要である。

① 交通安全思想の普及徹底

ア 行政、民間団体等と住民が連携を密にする。

イ 地域の実情に即した活動を推進し、住民の参加、協働を積極的に進める。

② 交通安全総点検や住民意見のフィードバックの徹底

2 高齢者の交通事故防止対策

高齢者の交通事故を防止するため、交通安全教育の受講機会の拡充に努めるとともに、自動車の運転に不安を感じた高齢者が運転免許を返納しやすい環境づくりを促進する。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(2) 効果的な交通安全教育の推進

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(4) 運転者教育等の充実

(5) 運転免許を自主返納した高齢者への支援の推進

① デマンドタクシー乗車券またはタクシー利用助成券の贈呈
(高齢者運転免許自主返納支援事業)

② 移動販売車の拡充 (高齢者買い物支援事業)

3 通学路における交通安全の確保

通学路における交通安全を確保するため、学校、警察、道路管理者等が連携して、通学路の安全点検を行うとともに、道路危険箇所の改善を図ります。

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

① 生活道路における交通安全対策の推進

ア 交通規制及び交通指導に配慮した施策の推進

イ 最高速度30キロメートル毎時の区域規制等を実施する「ゾーン30」整備の推進

ウ 地域等と連携した最高速度30キロメートル毎時の路線規制の推進

エ 通行禁止等の交通規制の推進

オ ハンプ等車両速度を抑制する道路構造等による歩行者や自転車の通行を優先するゾーンの形成

- カ ゾーン内への通過車両を抑制する対策の推進
 - キ 外周幹線道路を中心とした交通円滑化対策の推進
 - ク 路側帯の設置・拡幅等の安全対策の推進
 - ② 通学路等における交通安全の確保
 - ア 通学路交通安全プログラムに基づく合同点検の実施及び対策の改善・充実への継続的な取組
 - イ 関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面からの対策を推進
 - ウ 地域の交通安全ボランティアの活用
 - エ 青色防犯パトロール車による、交通安全の広報活動
 - オ 通学路等の歩道整備の積極的な推進
 - ③ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
 - ア 高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、平坦性が確保された幅の広い歩道、歩道の段差等の改善、バリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備を推進
 - イ 横断歩道付近における違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを推進するとともに、高齢者、障害者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道上の自動二輪車等の違法駐車についても警察と連携を図り、取締りを推進
- (2) 交通安全施設等の整備事業の推進
- ① 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
 - ア 「ゾーン30」等の面的かつ総合的な交通事故対策の推進
 - イ 歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保
 - ウ 自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、踏切の安全対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保
 - ② 道路交通環境整備への住民参加の促進
 - 地域住民や道路利用者が参加する交通安全総点検の推進
- (3) 効果的な交通規制の推進
- ① 地域の交通実態等を踏まえた交通規制や交通管制の内容について点検・見直しの推進
 - ② 交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策の実施
 - ア 最高速度規制の見直しの推進
 - イ 生活道路における速度抑制対策の推進
 - ウ 地域住民等の意見要望等に即応したきめ細かな駐車規制の推進
 - エ 歩行者・自転車の視点や横断実態等を踏まえた信号表示の調整等の推進
 - オ 交通の円滑化、交通事故発生抑制に資する信号機の設置・改良の推進

4 交通安全施設の整備等

自動車や自転車、歩行者の安全な交通を確保するため、交通安全施設の整備を行うほか、道路の計画的な舗装修繕や路肩及び法面等の道路除草を行う。

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

3 (1) に準じる。

(2) 交通安全施設等の整備事業の推進

3 (2) に準じる。

(3) 高齢者等の移動手段の確保・充実

マイカーなしでも安心して日常生活を送ることができるよう、町や交通事業者と連携しながら、高齢者等の手段の確保・充実に努めます。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通計画の策定を促進し、公共交通サービスを改善するとともに、地域の輸送資源を総動員して移動手段の確保を図ります。

(4) 効果的な交通規制の推進

3 (3) に準じる。

(5) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

① 道路の使用及び占用の適正化等

ア 工作物の設置、工事等のための道路使用及び占用の許可における、道路構造の保全、安全かつ円滑な道路交通を確保するための適正な運用及び許可条件の順守、占有物件等の維持管理の適正化についての指導の実施

イ 道路交通に支障を与える不法占有物件等についての実態把握、指導及びその排除の実施（特に市街地について重点的にその是正を実施）

ウ 道路上から不法占有物件等を一掃するための、沿道住民、店舗等に対する啓発活動の実施（「道路ふれあい月間」等の道路の愛護思想の普及）

「脈々と 輝く生命（いのち）を 繋ぐ道」

※令和7年度「道路ふれあい月間」最優秀賞（小学生の部）

エ 道路の掘り返しを伴う占用工事の無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整

オ マラソン大会等、イベントで道路を使用する際の適正な運用及び許可条件の遵守、安全な利用についての指導の実施

② こどもの遊び場等の確保

ア 路上遊戯等による交通事故の防止

イ 公立学校の校庭及び体育施設等の開放

③ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠陥又は

異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法(昭和27年法律第180号)に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

また、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導の推進を図ります。

④ 地域に応じた安全の確保

冬季の安全な道路交通を確保するため、凍結路面对策として早めの通行止めによる迅速な除雪及び凍結防止剤の散布を実施する。

さらに、安全で円滑な道路交通の確保を資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者へ道路情報を提供する。

(6) 自転車の安全利用の推進

① 自転車の利用に関し、さらなる理解と実践を図ります。

ア 自転車の安全利用の推進

自転車利用者に対し、定期的な点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成する。

イ 自転車損害賠償責任保険等への加入の促進

自転車が加害者となる事故に関して高額賠償事案が発生していることから、損害賠償責任保険等の加入率向上を図ります。

② 自転車の被視認性の向上

ア 灯火器の取付けの徹底

イ 反射機材等の普及促進

③ 自転車用ヘルメットの着用推進

令和5年度から着用が努力義務になったことにより、一層の着用推進を図ります。

ア 自転車用ヘルメット購入補助金の実施

(7) 救助・救急体制の充実

① 救助・救急体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するための救助体制の整備・拡充及び救助活動の円滑な実施

② 救急救命士の養成・配置等の促進

ア 県内消防本部における救急救命士の計画的な配置のための救急救命士の養成

イ 救急救命士の救急救命処置(気管挿管、薬剤投与等)の円滑な実施を図ります。

ウ 救急救命士による救命処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実

(8) 損害賠償請求の援助措置

県が運営する交通事故相談所等を活用した交通事故相談援助

(9) 交通事故被害者等支援の充実強化

① 交通事故被害者等に対する支援措置の充実

ア 交通事故被害者等に対しての交通事故相談所等における相談業務及び情報提供などの交通事故被害者支援の推進

② 公共交通事故被害者への支援

ア 大規模事故発生時の被害者等支援における、警察、医療機関、県・町、民間の被害者支援団体等との連携の推進

③ 県民交通災害共済への加入促進

交通安全意識の向上と県民相互の扶助制度である「県民交通災害共済」について、交通安全母の会や行政区との連携協力により加入推進を図ります。

④ 犯罪被害者等支援条例に基づく支援

犯罪に該当する交通事故の場合、犯罪被害者等への支援を行います。

(10) 街頭防犯カメラの整備

交通事故や犯罪の発生抑止のため、防犯カメラの整備を進めます。

① 主要道路の交差点においては、街頭防犯カメラの設置を推進

② 日常の生活空間においては、地域予算制度や行政区防犯カメラ設置補助金制度により設置を支援

(11) 道路交通秩序の維持

① 交通ルールの遵守と交通マナーの向上並びに道路交通法の改正等に関して、街頭キャンペーンや広報紙等による周知啓発の実施

② 集団暴走行為、爆音暴走行為等に対して、警察へ交通指導取締りの要請や青色防犯パトロール車による夜間巡回コースの見直し

〈 参 考 〉

《マナー向上運動》

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とした運動。

《安全運転 5 則》

- 1 安全速度を必ず守る
- 2 カーブの手前でスピードを落とす
- 3 交差点では必ず安全を確かめる
- 4 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 5 飲酒運転は絶対にしない

《自転車安全利用五則》

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

《ハンドサイン運動》 「その手で合図！止まってくれてありがとう大作戦」
運転者に対し、手を上げる、振る、かざすなど、横断の意思を示す手によるジェスチャーをいいます。

横断時に合図をすれば、ドライバーは歩行者に気づきやすくなります。
会釈などで感謝を示せば、ドライバーに優しい気持ちが育まれ、横断歩行者保護意識の向上につながります。

飲酒運転根絶のまち宣言

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、町民全ての切実な願いであるとともに、長年の課題でもある。

飲酒運転による交通事故は、全国的には減少傾向にあるものの、依然として悪質な飲酒運転による人身事故は後を絶たない状況であり、茨城県内では飲酒運転による交通死亡事故が全国ワースト上位と極めて不名誉な状況となっている。

飲酒運転は、決して許されない極めて危険かつ悪質な犯罪である。何の落ち度もない他人の命を脅かす飲酒運転の代償は非常に大きく、被害者、加害者はもとより、家族や勤務先等多くの人達が巻き添えになるなど幸せな家庭を一瞬で崩壊させてしまうものである。

飲酒運転根絶のためには、町民一人ひとりが、家庭や職場、地域等において、飲酒運転三ない運動「飲んだら運転しない、運転するなら飲まない、運転する人には飲ませない」を徹底するとともに、飲酒運転の取り締まり、交通安全の普及・啓発等の施策を強化し推進していく必要がある。

よって、町はここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、牛久警察署をはじめ、関係機関・団体との連携を強化し、町と町民が一丸となって飲酒運転根絶に向けて全力を挙げて取り組むことを宣言する。

令和元年6月18日

阿 見 町

第 12 次阿見町交通安全計画

—交通事故のない社会を目指して—

令和 8（2026）年 8 月

発 行：茨城県阿見町

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号

電話 029-888-1111（代表）／FAX 029-887-9560

HP <http://www.town.ami.lg.jp>

編 集：阿見町町民生活部 生活環境課

Eメール seikatsukankyoka-ofc@town.ami.lg.jp